第 6392 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 3月 5日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 提出した確定申告書が間違っていた場合

Ｑ：今年は申告書を早く提出することができたので、見直しをしていたら間違っていることがわかりました。どうしたらいいですか？

Ａ：次のようにします。

【解説】

確定申告をした後、税額が違っていたことに気がついた場合は、次のような手続きをします。

①申告期限内であるとき

もう一度正しい申告書を提出すると、その申告書が確定申告書となります。

②税額を多く申告していたとき

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少であるとき、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求という手続きをします。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から５年以内となっており、更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。

更正の請求書を提出して、その請求内容が正当と認められたときは、税務署が更正という手続きを行って、納め過ぎた税金を還付してくれます。

③税額を少なく申告していたとき

税額を少なく申告していたときは、修正申告書を提出します。修正申告書は、税務署からの更正があるまでであればいつでも提出できますが、過少申告加算税や延滞税がかかりますので、気づいたらできるだけ早く申告しましょう。【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】